

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

KING&WOOD
MALLESONS
金杜律师事务所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020
20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanlu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China
T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com
www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

北京知的財産法院、初の差し止め裁定

金杜法律事務所は、申立人である浙江唐德影視股份有限公司（以下、「唐德公司」）を代理し、被申立人である上海燦星文化伝播有限公司（以下、「燦星公司」）と世紀麗亮（北京）国際文化メディア有限公司（以下、「世紀麗亮公司」）に提起した仮差止め知的財産事件において、勝訴しました。本件は中国で著名なオーディション番組である「中国好声音」に関する事件で、多くの注目を集めました。

2016年6月20日21時20分、北京知識産権法院は（2016）京73行保1号裁定を下し、その裁定において、（1）燦星公司は歌唱コンテストオーディション番組の宣伝、普及、オーディション、広告代理、番組制作の過程で「中国好声音」、「The Voice of China」という文字を含む番組名称及び第G1098388号、第G1089326号登録商標を使用することを直ちに停止せよ、（2）世紀麗亮公司は歌唱コンテストオーディション番組の宣伝、普及、オーディション、広告代理の過程で「中国好声音」の文字を含む番組名称を使用することを直ちに停止せよ、と命じました。

本事件は、北京知識産権法院が下した初の差し止めの裁定で、該差し止めの裁定は、6月20日に有効となっています。被申立人は10日以内に申立てに対し不服審査を申請できますが、不服審査期間中裁定の執行は停止しません。差し止めは知的財産分野で比較的新しい事件類型です。本事件において、法院は行為保全のための複数の要件として、基礎となる権利の存在、勝訴の可能性、緊急性及び補填するのが難しい損害の有無、損害のバランス及び社会公共の利益等の観点からそれぞれ分析を行いました。本事件は他の差し止め事件にとって典型的な模範の意義があります。

「中国好声音」番組の社会的知名度により、本件紛争も国内及び国外メディアの注目を集めました。被申立人の番組は2016年6月から撮影され（実際には6月19日夜から撮影され）、2016年7月に放送される予定でした。そのような緊急性の高い状況で、金杜は申立人を代

理して訴訟前の差し止め裁定を勝ち取ることに成功し、被申立人が「中国好声音」の番組名称を使用して番組を制作及び放送して番組の権利を侵害することをタイムリーに阻止し、該権利侵害番組の放送によって申立人に補填するのが難しい損害が生じることを避けることができました。

金社で本事件を代理したのは、知財訴訟部のパートナー弁護士の何薇と、知財訴訟部のシニア弁護士の王亞西です。

・事件紹介

「the voice of …」番組はオランダTalpa社が創作した歌唱コンテスト形式のオーディション番組です。Talpa社のライセンスの下、第1～第4シーズンの「中国好声音」は燐星公司により2012年から2015年の期間に制作、放送されました。Talpa社のライセンスによると、2016年1月28日から2020年1月28日まで、唐徳公司は中国大陸で使用、配布、市場開拓、広告放送、宣伝及びその他の形式で「中国好声音」番組を開発するのに関連する知的財産権の独占かつ唯一のライセンスを取得しています。

唐徳公司は、北京知識産權法院へ差し止め申立てを行い、北京知識産權法院は、合議廷を設立して聴聞会を開きました。その聴聞会で唐徳公司は、「the Voice of…」番組がグローバルで非常に高い知名度を有しており、燐星公司がライセンスを有さずに、勝手に第5シーズンの「中国好声音」（後に「2016中国好声音」へ変更）を宣伝、普及及び制作し、世紀麗亮公司が、燐星公司が全国のキャンパスでオーディションを組織、主催するのに協力した、と主張しました。その主張によると、「2016中国好声音」は当時全国オーディションの段階にあり、2016年6月に番組撮影を開始し、2016年7月に放送される計画でした。一度係争被疑侵害番組が撮影され放送されると、補填するのが難しい損害を生じることとなります。

唐徳公司は、これについて、歌唱コンテストオーディション娯楽番組を制作及び放送する役務において、「中国好声音」、「the Voice of China」という番組名称を使用する独占ライセンスを保有しており、燐星公司及び世紀麗亮公司がライセンスを受けずに「中国好声音」の番組名称及び関連する表示を使用する行為は、馳名商標権及び知名役務特有の名称権（不正競争法に規定された権利）の侵害になると判断し、歌唱コンテストオーディション番組の宣伝、普及、オーディション、広告代理、番組制作又は放送をするときに、燐星公司及び世紀麗亮公司が「中国好声音」、「the voice of China」を含む番組名称及び関連する商標表示を使用することを直ちに停止するよう、法院に申立てました。

これに対し燐星公司は、「中国好声音」は浙江テレビが国家新聞出版広電総局へ番組を申請したときに確定し、最終的に制作、放送を承認されたバラエティー番組である、さらに、「2016年中国好声音」番組は、浙江テレビが広電総局へ登録して制作、放送の許可を得た番組である。また、「2016中国好声音」はTalpa社の番組モデルとは全く異なり、独創的で新しく、新たに追加されたバラエティー番組であるので、「申立人の競争優位性を著しく削ぐ」という状況が発生することはあり得ない、さらに、唐徳公司はずっとライセンスされた番組モデルを実施に移していないので、いかなる損失も発生していない、と主張しました。

また、燐星公司は、唐徳公司の知名役務特有の名称及び未登録の馳名商標に基づく差し止めの申立ては、関係する法律根拠が欠けており、差し止めを採用して燐星公司らに与える損害は、差し止めを採用せずに申立人に与える損害よりもはるかに大きい、と主張しました。

審査を経て、北京知識産権法院は以下のように判断しました。

燐星公司が制作した「2016 中国好声音」は、北京市でキャンパスオーディションが開催され、宣伝ビデオ発表会が行われており、唐徳公司の申立て理由には、北京市で行われたキャンパスオーディション及び発表会で使用された関連表示が未登録の馳名商標の権益を侵害するという主張が含まれ、さらに、「中国好声音」は比較的高い知名度を有していて、本事件の処理は重大な影響を有するため、北京知識産権法院が本事件について管轄権を有する。

また、Talpa社のライセンスに基づき、ライセンス期間内に唐徳公司は自己の名義で法律行為を行う権利を有する。燐星公司らの行為は係争登録商標を使用して権利侵害に該当する可能性があり、不正競争行為に該当する可能性もある。さらに、「2016 中国好声音」番組が一度撮影され放送されると、比較的広い範囲に拡散され、多くの場所で唐徳公司が許可を得た独占ライセンス使用権の侵害に該当するおそれがあり、唐徳公司の権利行使コスト及び権利行使難度を著しく増加させ、ライセンス期間内に正常に権利行使するのが難しくなる。さらに、公衆は「中国好声音」及び「the Voice of China」の音楽オーディション番組とその番組モデル及び特色について非常に高い認知度を有しており、「2016 中国好声音」という名称の音楽オーディション番組が出現すると、該公衆の誤認混同を生じるおそれがあり、「中国好声音」及び「the Voice of China」という名称の音楽オーディション番組とその番組モデル及び特色などの要素との対応関係を著しく切り離すおそれがあるため、唐徳公司が後にライセンスによって開発、制作する該類型の番組が競争優位性を失うことになる可能性があり、唐徳公司に与える損失は計算するのが難しく、社会公共の利益に与える損害を証明する証拠もない。

法律規定に基づき、唐徳公司は既に北京知識産権法院へ必要な担保を提供した。

以上のことから、北京知識産権法院は、燐星公司が音楽オーディション番組の宣伝、普及、オーディション、広告代理、番組制作の過程で「中国好声音」、「the Voice of China」の文字を含む番組名称及び関連する登録商標を使用することを直ちに停止し、世紀麗亮公司が音楽オーディション番組の宣伝、普及、オーディション、広告代理の過程で「中国好声音」の文字を含む番組名称を使用することを直ちに停止するよう裁定する。



知产北京



知产北京

以上

2016年10月3日（原稿受領）



北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588
F +86 10 5878 5544
patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、"顧客第一"の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、“特許部”、“商標部”、“IP訴訟及び法律業務部”を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立榮

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 合人社東京永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号：+81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号：+81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com